

浪岡地区A I デマンド交通運行業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名
浪岡地区A I デマンド交通運行業務
- (2) 業務主体
青森市
- (3) 業務の目的
利用者が事前に予約し、乗り合い運行する浪岡A I デマンド交通（以下「デマンド交通」という。）の運行を行い、青森市浪岡地区内における公共交通空白地区の解消及び高齢者等が利用しやすい地域公共交通サービスの提供を図ることを目的とする。
- (4) 業務内容
別紙「浪岡地区A I デマンド交通運行業務仕様書」のとおり。
- (5) 業務委託期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (6) 業務に係る提案上限額
総額 167,210,000円（消費税及び地方消費税を含む）
内訳 33,442,000円（令和7年度から令和11年度までの年額）
- (7) 問合せ及び書類提出先
青森市浪岡振興部総務課総務チーム
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
TEL：0172-62-1115 FAX：0172-62-9368
メールアドレス：n-somu@city.aomori.aomori.jp
※問い合わせ、書類提出等に当たっての注意事項
土曜日及び日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年3月31日までに道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可を取得することができる者であること。
- (2) 青森市浪岡地区に本社又は営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加申込書提出の日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (6) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (7) 市税（青森市税又は青森市税が課税されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税）並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (8) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (9) AIを活用したデマンド交通システムを用いた運行が可能であること。

3 スケジュール

No.	内容	日程
(1)	実施要領等公表	令和6年12月26日（木）
(2)	質問の受付	令和6年12月26日（木）から 令和7年1月6日（月）午後5時00分まで
(3)	参加申込書の提出期限	令和7年1月6日（月）午後5時00分まで
(4)	質問に対する回答	令和7年1月7日（火）
(5)	企画提案書等の提出期限	令和7年1月14日（火）午後5時00分まで
(6)	プレゼンテーション	令和7年1月17日（金）
(7)	選定結果通知	令和7年1月20日（月）

4 実施要領及び仕様書の交付方法

青森市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.aomori.aomori.jp/jigyosya.html>

5 公募型プロポーザル参加等に関する質問の受付

質問は「2 参加資格」の要件を満たしている者で、参加申込書を提出した者のみ受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年1月6日（月）午後5時00分（必着）

(2) 提出方法

公募型プロポーザル質問書（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。また、着信確認のため、メール送信後に必ず担当部署まで電話連絡をすること。

（電話連絡は、12月28日（土）から1月5日（日）までの間を除く日の午前8時30分から午後5時までにする。）

なお、電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

青森市浪岡振興部総務課総務チーム

メールアドレス：n-somu@city.aomori.aomori.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は令和7年1月7日（火）午後5時00分までに、質問者に対して、電子メールにて送信する。ただし、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）

② 会社概要（任意様式）

会社名、所在地、代表者職・氏名、会社設立年月日、従業員数、業務概要、連絡

- 先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。
- (2) 提出部数 各1部
 - (3) 提出期限 令和7年1月6日（月）午後5時00分まで（必着）
 - (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着とする。この際、書留郵便等の手渡しで配達される方法で郵送し、到着の有無について提出先に確認すること）
 - (5) 提出先 1の（7）の「問い合わせ及び書類提出先」

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

副本を提出する場合は、企画提案者が推測されないよう、社名を明記しないこと。

- ① 公募型プロポーザル応募申込書（様式第3号） 1部
- ② 公募型プロポーザル誓約書（様式第4号） 1部
- ③ 企画提案書（様式第5号） 正本1部 副本10部
- ④ 見積書（任意様式） 正本1部（代表者印押印）

※ 見積書は、運行費用と、システム運用・保守費用を分けて記載し、見積書の内訳については業務内容別に可能な限り詳細に記載すること。

⑤ 市町村税の完納証明書 1部

イ 青森市税が課税されていないものは、主たる事業所が所在する市町村が課する市町村税の滞納がないことを証明する書類を提出すること。

ロ 提出期限から3箇月前までのもの。

- (2) 提出期限 令和7年1月14日（火）午後5時00分まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着とする。この際、書留郵便等の手渡しで配達される方法で郵送し、到着の有無について提出先に確認すること）
- (4) 提出先 1の（7）の「問合せ及び書類提出先」

8 公募型プロポーザル参加辞退について

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第6号）を提出しなければならない。
- (2) 提出期限 令和7年1月10日（金）午後5時00分まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着とする。この際、書留郵便等の手渡しで配達される方法で郵送し、到着の有無について提出先に確認すること）
- (4) 提出先 1の（7）の「問い合わせ及び書類提出先」
- (5) 参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の決定

(1) 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「浪岡地区AIデマンド交通運行業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

審査は非公開とし、提出された企画提案書のプレゼンテーションを受けた上、質疑応答を実施し、審査委員会が総合的に審査し決定する。

(3) 選定基準

選定基準については、別紙1「選定基準」のとおりとする。

(4) プレゼンテーション

- ① 実施日 令和7年1月17日（金）予定

- ② 実施場所 青森市役所浪岡庁舎 2階 大会議室
- ③ 所要時間 1事業者につき20分以内（プレゼンテーション10分以内、質疑応答10分以内）とする。
- ④ その他
 - イ プレゼンテーションは非公開とする。
 - ロ プレゼンテーションは提出した企画提案書に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととする。
 - ハ 出席者は1事業者につき3名以内とし、業務責任者が必ず出席すること。

(5) 選定結果

- ① 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを参加者に書面で通知する。
- ② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- ② 仕様と合致していない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出書類に不足があった場合
- ⑤ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑥ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 見積額が市の提示する業務に係る委託料上限額を上回る場合
- ⑧ その他、不正な行為があった場合

10 契約事項

- (1) 受託候補者と企画提案書等について協議（協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる）の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が不調のときは、「9の(2)」による順位が高い者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 本業務による成果品の著作権等は原則的に青森市に帰属するものとし、青森市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、委託契約の市との協議に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1事業者につき1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。